

平成 29 年度 EMS（エコドライブ管理システム）用機器
（デジタルタコグラフ等）導入促進助成事業概要

公益社団法人 福岡県トラック協会

申請方式	・機器導入後の事後申請方式
助成対象	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月末日の期間に、新規に EMS（エコドライブ管理システム）用機器（デジタルタコグラフ等）（以下「機器」という。）を導入し、支払いまで完了した会員事業所。
助成対象機器	・エコドライブの実践に効果のある EMS 用車載器。 ※EMS 助成対象機器一覧参照
助成額	・車載器 1 台当たり購入価格（税別）の半額（千円未満切捨て）を助成し、上限 30,000 円。

【 助成金の申請方法 】

◎助成金の申請【 機器を導入、支払い完了後に実績報告書（助成金請求書）を提出 】

会員事業所は、機器を導入し、支払い（リース契約）まで完了させ、下記の書類を（公社）福岡県トラック協会【業務 1 課】あてに F A X 【092-451-7964】にて提出してください。

※対象期間中でも申請額が予算枠に達した場合は、その時点で受付を終了します。

【 予算執行状況については、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。 】

【提出書類】

① EMS 用機器導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）様式 1

※捨印を捺印してください。

② 請求明細書等及び領収書又は金融機関振込通知書（写し）

（リースの場合は、価格明細が分かる書面（写し）、及び契約書【装着機種もしくは車両登録番号が明記されたもの】（写し）を提出する。

平成 29 年 4 月 1 日

平成 29 年度 EMS（エコドライブ管理システム）用機器 （デジタルタコグラフ等）導入促進助成事業実施要領

公益社団法人 福岡県トラック協会

1. 助成対象

（公社）福岡県トラック協会（以下「県ト協」という。）及び支部・分会のいずれにも所属し、別に定める期間に、新規に EMS（エコドライブ管理システム）用機器を導入する会員事業所（以下「会員」という。）に限る。

2. 助成対象機器

エコドライブの実践に効果のある EMS（エコドライブ管理システム）用車載機器【デジタルタコグラフ等】（以下「車載器」という。）とする。

※EMS 助成対象機器一覧参照

3. 導入対象

会員が所有する、福岡県内に登録する事業用貨物自動車に新規に導入する車載器とする。

4. 助成金の交付額及び台数

（1）車載器

車載器等 1 台当たり購入価格（税別）の半額（千円未満切捨て）を助成し、上限を 30,000 円とする。

但し、1 会員当たりの助成台数は保有車両（エンジン付き）の 20%（端数は切り捨て）を限度とし、上限は 10 台までとする。

5. 助成対象期間

平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 2 月末日までの期間に、新規に車載器を購入、支払い（リース契約）まで完了させ、県ト協に助成申請したものを対象とする。

※対象期間中でも申請額が予算枠に達した場合は、その時点で受付を終了する。

【 予算執行状況については、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。 】

6. 要綱等

別添「平成 29 年度 EMS（エコドライブ管理システム）用機器（デジタルタコグラフ等）導入促進助成金交付要綱」の通り。

平成 29 年度 EMS（エコドライブ管理システム）用機器 （デジタルタコグラフ等）導入促進助成金交付要綱

公益社団法人 福岡県トラック協会

〔目 的〕

第 1 条 この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という。）が、事業用貨物自動車のエコドライブを計画的かつ継続的に実施するため、運行状況について客観的評価や指導を一体的に行なう EMS（エコドライブ管理システム）用機器（デジタルタコグラフ等）を購入する際の費用の一部を助成することにより、エコドライブの推進を図ることを目的とする。

〔助成対象〕

第 2 条 県ト協に所属する会員事業所（以下「会員」という。）とする。

〔助成対象機器〕

第 3 条 エコドライブの実践に効果のある EMS（エコドライブ管理システム）用車載機器【デジタルタコグラフ等】（以下「車載器」という。）とする。

※EMS 助成対象機器一覧参照

〔助成条件〕

第 4 条 会員が所有する、福岡県内に登録している事業用貨物自動車に、別に定める期間に、新規に、車載器を導入し、支払いまで完了させ、県ト協に助成申請したものを対象とする。
（※リースでの導入も可）

〔助成対象期間〕

第 5 条 平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 2 月末日までとする。
但し、対象期間中でも申請額が予算枠に達した場合は、その時点までとする。

〔助成金の交付額及び台数〕

第 6 条 助成金の交付額及び台数は次の通りとする。

（1）車載器

助成額は車載器等 1 台当たり購入価格（税別）の半額（千円未満切捨て）を助成し、上限を 30,000 円 とする。

但し、1 会員当たりの助成台数は保有車両（エンジン付き）の 20%（端数は切り捨て）を限度とし、上限は 10 台までとする。

〔助成金の請求〕

第 7 条 （1）会員は、EMS 用機器導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）様式 1（以下、「実績報告書」という。）に、請求明細書等及び領収書（又は金融機関振込通

知書)の写しを添付し、県ト協に提出する。

(リースの場合は、価格明細が分かる書面(写し)、及び契約書【装着機種もしくは車両登録番号が明記されたもの】(写し)を提出する。)

(2) 県ト協への**最終提出期限は平成30年2月末日必着**とする。

[助成金の交付]

第8条 県ト協は、実績報告書の提出があった時は、速やかにその内容を審査し条件に適合すると認められた場合、会員の指定する金融機関に助成金を振り込み交付する。

[機器の処分制限]

第9条 会員は、助成対象の車載器を導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。

[雑則]

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

[附則]

本要綱は、平成29年4月1日より施行する。